

第1回櫛田川流域委員会発足会 議事要旨(案)

平成15年1月20日

第1回 櫛田川流域委員会発足会 議事要旨（案）

中部地方整備局では、「櫛田川水系河川整備計画（大臣管理区間）」を策定するにあたり、学識経験者等から幅広くご意見を頂くための流域委員会を設置することとしており、これに先立ち、流域委員会のあり方や公募委員の選定等についての提言を行うことを目的とした「櫛田川流域委員会発足会」を設置するものである。

第1回の発足会では、発足会の運営方針、並びに櫛田川流域委員会のあり方（委員の選定、公募等）について審議を行った。

発足会での審議事項と主な議事要旨は以下のとおりである。

【開催日時等】

日時：平成14年10月25日（金） 18：00～20：00

会場：松阪グリーンホテル 松の間

【出席委員】：木本委員、竹川委員、武田委員、田所委員、谷本委員、中西委員、野呂委員、長谷川委員、松尾委員、宮本委員、山本委員、渡辺寛委員、渡邊悌爾委員（関口委員と原田委員は欠席）（50音順）

【審議事項】

櫛田川流域委員会発足会の設立趣旨と規約等について
議長、副議長の選出
櫛田川流域委員会発足会の公開方針について
櫛田川の特徴と課題
河川整備計画の内容について
櫛田川流域委員会のあり方について（委員の選定、公募等）

【議事要旨】

1. 櫛田川流域委員会発足会設立趣旨と規約案等について（資料-1）
「設立趣旨」「発足会規約（案）」は了承された。
2. 議長・副議長の選出
発足会の議長として渡邊悌爾委員、副議長として松尾直規委員が選出された。
3. 櫛田川流域委員会発足会の公開方針（案）について（資料-2）
発足会の公開方法について了承された。主な了承事項は以下のとおり。
 - ・会議は原則として公開とするが、公募委員選定に関する議事については、個人のプライバシーに関わる部分があるため、非公開とする。
 - ・審議の円滑な進行のため、カメラ、ビデオの撮影は冒頭の議長の挨拶までとする。
 - ・会議における配付資料及び、議事要旨は、原則として事務局より公表し、閲覧で

きるようにする。ただし、個人のプライバシーに関する資料については非公開とする。

- ・一般の傍聴は自由とする。ただし、一般傍聴者の審議中の発言は認めないものとする（傍聴規定を遵守すること）。

4．櫛田川の特徴と課題、整備計画の内容について

流域委員会のあり方及び委員の選定の審議に当たり共通認識を得るため、事務局より櫛田川の現状と課題及び「豊川水系河川整備計画（大臣管理区間）」を事例とした整備計画の内容について説明を行った。

5．櫛田川流域委員会のあり方について（資料 - 4）

(1)部会の設置

流域委員会では、河川整備に関わる個別の専門的なテーマや地域に関する審議が必要となる場合、部会を設置して審議することも考えられるが、今回の対象区間が短いことなどから、「はじめは流域委員会のみで立ち上げて、必要に応じて部会を設置する」ことで了承された。

(2)専門分野

流域委員会の専門分野に関する委員選定にあたり、抽出した櫛田川の特徴と課題を踏まえて議論するために必要な専門分野については、事務局案で了承された。

(3)委員の選定

流域委員会の専門分野の委員について、抽出した専門分野及び委員の事務局案に基づき審議した。

（委員より出された主な意見）

- ・環境に関して、魚類、植物、森林及び鳥類等を専門とする委員で構成されているが、動物、昆虫の専門家を追加してはどうか。
- ・櫛田川は中央構造線に沿っているので、地震防災の観点から防災の専門家が必要ではないか。

（審議結果）

- ・専門分野の委員は、必要に応じて臨時委員として招聘することで対応するものとする。

(4)委員の追加

委員選定における審議を踏まえて、流域委員会の審議の状況により、必要に応じて臨時委員を招聘することで了承された。

6. 公募について

専門分野の委員のほかに、広く一般から委員を公募・選定することとし、その募集条件について審議を行った。

(1) 公募の範囲

公募の対象とする範囲について審議を行ったところ、「松阪市、明和町、多気町、勢和村、飯南町、飯高町に居住または勤務・在学中の方とする」ことでした承された。

(2) 公募の応募資格について

公募の応募資格について審議を行った。

(委員より出された主な意見)

- ・ 応募資格を「橿田川に対して十分な知識を持っている方」とした場合、橿田川に対する興味、意見を持っていても、例えば主婦は応募することが出来ないのではないか。
- ・ 「十分な知識」というところを「関心を持っている」とか「愛着がある」という表現に修正すればいいのではないか。

(審議結果)

- ・ 応募資格は、「橿田川をフィールドとした活動を行っている方」もしくは、「橿田川に関心・愛着を持っている方」とすることでした承された。
- ・ また、年齢制限は設けず、自薦・他薦を問わないこととすることでした承された。

(3) 周知の方法

住民への公募の周知の方法について審議を行ったところ、多くの住民の目に触れるようにするため出来るだけ多くの広報手段を用るものし、以下の5つの方法の組み合わせにより行うことでした承された。

新聞折込広告、市町村広報、インターネットホームページ(三重工事事務所)、関係市町村の窓口、記者クラブへの資料配付

(4) 公募の期間について

公募を実施する期間について審議を行ない、1ヶ月程度とすることでした承された。

(5) 選定方法

発足会が行う、公募委員の選定について審議を行った。

(委員から出された主な意見)

- ・ 多数の応募があった場合の人選は難しいため、次回の発足会で公募委員の選定を行うにあたり応募者の情報を整理して欲しい。

(審議結果)

- ・第2回発足会での公募委員の選定にあたっては、事務局で応募者の情報をあらかじめ整理した資料を準備しておく。

(6) 公募委員のお知らせ(公募チラシ)の文案について

公募委員のお知らせ(公募チラシ)の文案は、上記審議結果を踏まえて以下の内容で修正することで了承された。

応募条件の資格は、事務局案の「櫛田川をフィールドとした活動を行っている方、もしくは櫛田川に対し、十分な知識を持っている方」を「櫛田川をフィールドとした活動を行っている方、もしくは櫛田川に関心・愛着を持っている方」に修正する。

応募資格の修正を受けて、委員応募用紙への記入事項についても「経歴」、「櫛田川をフィールドとした活動または櫛田川に対する知識」としていた事務局案を、「経歴または櫛田川での活動状況」、「櫛田川に対する関心・愛着、あるいは思い」に変更する。

なお、文案の修正作業は事務局に一任することとする。

【今後の予定について】

- ・第2回の櫛田川流域委員会発足会は、平成15年1月20日(月)の13:30から行う。
なお、会場等については決定しだい、各委員へ連絡する。